

平成22年4月1日実施改定診療報酬Q&A No. 1

栃木県医師会
平成22年4月27日作成

【明細書発行について】

Q) 生活保護法による医療扶助を受けている患者は領収書を交付しないので、明細書の交付は不要でよいのか？

また、特定疾患治療研究事業の対象患者で、窓口での負担金が発生しない患者と、窓口での負担金は発生するが上限額が設置されている患者がいるが、領収書を交付しない場合は、明細書の交付は不要でよいのか？

A) 一部負担金等の支払がない患者については、明細書発行の義務はないが、明細書発行の趣旨を踏まえ、可能な限り発行されることが望ましい。

※厚生労働省疑義解釈資料「その1」問164参照。

Q) 病名告知に配慮するため、明細書には薬剤や行った検査の名称が記載されることになるが、容易に病名が推測できる場合の対応は？

A) 明細書の交付により、療養の継続に支障が生じると判断される場合や、患者に精神的な損害が生じると判断される場合には、明細書を交付する義務はない。

また、病名告知に配慮するため、会計窓口にて「明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。明細書の交付を希望しない場合は事前に申し出て下さい。」と掲示すること等を通じて、患者及びその家族の意向を的確に確認できるようにすること。

※日本医師会平成22年度診療報酬改定Q&A「その1」参照。

Q) 患者の看護にあたっている家族等が薬を取りに来た場合、明細書を患者本人以外に交付することは可能か？個人情報保護との整合性は？

A) 明細書は領収書の額の根拠となるものであり、領収書交付に当たり交付することとなるが、一方、薬剤や検査の名称なども含まれるため、交付に当たっては十分な患者への周知が必要である。

Q) 明細書を交付することによって療養の継続に支障があると判断した為、交付しなかったが、患者がどうしても明細書がほしいと申し出た場合、どのように対応すればよいのか？

A) 患者及びその家族の意向を的確に確認できるよう対応する。

※日本医師会平成22年度診療報酬改定Q&A「その1」参照。

Q) 入院患者の会計を10日に1回行っているが、明細書はその都度交付しなければいけないのか？退院時等にまとめて交付することは可能か？

A) 領収証の根拠となるものが明細書であり、領収証交付に当たり明細書交付が義務付けられている。

【栄養サポートチーム加算について】

Q) 栄養管理に係る所定の研修とは、具体的にどこが行うどのような研修になるのか？

A) 日本静脈経腸栄養学会が認定した教育施設における合計40時間の実地修練を修了し、修了証が交付されれば、所定研修を修了したとすることができる。

なお、本加算の算定にあたっては、その他の認定資格を要しない。

※厚生労働省疑義解釈資料「その1」問61参照。

【総合評価加算について】

Q) 総合的な機能評価に係る適切な研修とは、具体的にどこが行うどのような研修になるのか？

A) 日本医師会作成「改定診療報酬点数表参考資料」P560の施設基準を参照願います。